

チェックリスト判定基準表

チェックリスト判定基準表（畜産環境総合整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1 事業の必要性が明確であること （必要性）	次の条件を満たすこと [共通] ・家畜排せつ物法に基づく都道府県計画との整合性があること ・将来にわたり、畜産主産地として発展が期待される地域であること [資源リサイクル畜産環境整備事業(以下「リサイクル事業」という)] ・家畜排せつ物等の地域資源リサイクルシステムが構築され、畜産経営に起因する環境汚染の防止と畜産経営の合理化が図られること [草地畜産活性化環境整備事業（以下「活性化事業」という）] ・公共牧場等が有する緑資源の多面的機能を活用することにより、地住民等の健保養等の増進、都市住民との交流拠点の整備が図られ、更に地域畜産の持続的発展と生活環境の改善及び地域社会の活性化が図られること
2 技術的可能性が確実であること	次の条件を満たすこと ・地形、地質、気象等を考慮し、無理なく実現可能な施設配置計画となっていること ・草地開発整備事業計画設計基準及び堆肥化施設設計マニュアル等に沿った内容であるとともに、都道府県の技術指標に適合した技術であること ・受益者の技術に適合した計画であり、施設等を管理運営する上で、過度な作業・知識等が要求されないこと ・施設・機械等の規模決定根拠が適切であること ・新技術を導入する場合は、都道府県、市町村等の機関の指導・協力体制が整っていること
3 事業による効果が十分見込まれること （効率性）	次の条件を満たすこと [共通] ・事業効果指数が1.0以上であること ・当該事業に係る再評価の実施体制が整備されているか又は整備されることが確実と見込まれること [リサイクル事業] ・家畜排せつ物の野積み・素掘りが解消され、経営の安定化が見込まれること [活性化事業] ・地域の活性化が図られることが見込まれること
4 受益者負担の可能性が十分であること （公平性）	次の条件を満たすこと ・受益者負担額が明示され、その負担能力からみて過大とならないこと ・共同利用施設については、管理運営規定等が策定され（見込み含む）その内容が明確であり、事業費負担について合意形成がなされていること
5 環境との調和に配慮していること	次の条件を満たすこと ・当該事業の内容が、田園環境整備マスタープランに基づいて、環境との調和へ配慮した対策を行うものとなっていること
6 事業の採択要件を満たしていること	次の条件を満たすこと ・工事規模等から適切に工期が設定されており、6年を超えないこと ・畜産環境総合整備事業実施要綱及び畜産環境総合整備事業実施要領に規定された事業内容及び採択基準に適合していること

【優先配慮事項】

評価の内容		判定基準
事業で達成する目標（有効性）	畜産経営の 安定的・持続 的な発展が図 られる	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・作業効率が向上し、省力化が図られ、ゆとりある経営が可能となる ・経営規模（飼料基盤面積、飼養頭数等）の拡大が図られる ・家畜排せつ物還元用草地等生産基盤の造成整備により、飼料作物 等の増産が図られる
	畜産経営に 起因する環境 汚染の防止が 図られ、地域 有機性資源の リサイクルシ ステムが構築 される又は草 地等緑資源の 多面的機能が 活用され、地 域の生活環境 の改善及び地 域社会の活性 化が図られる	[リサイクル事業] 次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・環境関連法令、条例による規制に適合している ・草地等の造成整備と家畜排せつ物処理施設整備を一体的に実施し、 造成整備された草地等にたい肥が還元される ・耕種農家を含めた地域のたい肥利用体制が整備される ・周辺地域の生活環境に配慮した整備が図られる ・生ゴミ等の家畜排せつ物以外の地域有機質残さを含めたりサイクル システムが構築される [活性化事業] 次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・都市住民等牧場訪問者の増加や、地域住民との交流等により、地域 活性化が見込める ・草地等緑資源の活用により地域住民等の保健保養・情操教育の増進 が図られる
事業内容や実施体制等	コスト縮減 に配慮した計 画となってい る	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・コスト縮減につながる新工法、新技術の導入が計画されている ・地域発生資材の有効活用が計画されている ・汎用製品、既製品等の活用が計画されている ・「たい肥舎等建築（畜舎建築含む）コストガイドライン」に則した 整備水準である
	事業費の経 済性・効率性 が確保されて いる	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・経営規模に見合った投資額となっている ・各種工事の単位当たりの事業費が、地域の立地条件等を勘案して妥 当である ・採用資材、工法について経済性等適切な比較検討を行っている
	施設の維持 管理面での体 制が整ってい る	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・農業改良普及センター、農協等が参画した営農支援体制が整備され ている ・各種メンテナンス体制が確立されている
	農業振興に 関する計画と の整合が図ら れている	・事業実施する飼料生産基盤に係る土地が、農振農用地区域であるか 又は農振農用地区域への編入手続きを了することが確実である

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等	用地取得等に 係る権利関係が 調整されており、 かつ、法令等に 基づく協議を要 する場合は、各 種関係機関との 協議が図られて いる	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・農地転用、国有林活用等各種法令に基づく協議を了している、又はその見込みがある ・事業実施について地元住民等との協議（合意、同意）を了している、又はその見込みがある
	地元の事業推 進体制が整って いる	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・事業推進協議会等地元の意見を調整する機関が設立されている ・行政・農協等の担当部局が明確になっている
	関連する他事 業との調整が図 られている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・関連する事業について担当部局との合議等がなされている ・非公共事業との調整等が図られている
	その他農業農 村に関する施策 との調整が図ら れている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・当該事業に係る事後評価の実施体制が整備されている ・地域の畜産振興を図るうえで、本事業の役割分担が明確となっている ・地域農業マスタープラン（地域別振興アクションプラン等を含む）と調整が図られている